

議案第3号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「7月1日から9月30日」を「6月1日から10月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正により、夏季休暇の使用可能期間が拡大されたため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要がある。

令和6年3月14日原案可 決